

法医学教室に所属する歯科医師の仕事って何？

斉藤久子（千葉大学大学院医学研究院法医学教室）

法医学領域において、歯科医師による個人識別は大変重要です。なぜなら、歯は人体の組織中で最も硬く、死後変化も少ないからです。そのうえ、日本は歯科疾患の罹患率が高く受診率も高いことから、身元不明死体において歯科所見による個人識別は身元確認の識別手段として大変有用なのです。身元不明死体の場合は、死後のデンタルチャートを作成し、生前の資料である歯科カルテ、レントゲン写真等から生前のデンタルチャートを作成し、生前記録と死後記録の照合により個人の同定を行うことが可能です。また、口腔内の状況から個人の生活習慣の推定を行うことや、白骨死体の場合、口蓋縫合の癒合の程度から年齢推定を行うことも可能です。

さらに、身元の判明している事例においても、歯科医師の専門性が求められることもあります。例えば、死因が感染性心内膜炎に由来する肺血症の場合、心内膜炎の原因の一つとして齶蝕歯が考えられます。また、死因に直接関与しない場合であっても、菌性上顎洞炎や術後性上顎嚢胞などが併発している事例もあります。また、小児の死亡例では、多数の齶蝕歯があり治療痕を全く認めない場合など、デンタルネグレクトを疑う事例があります。このようなケースは、さらに歯科領域の専門家である口腔外科医、口腔病理医及び小児歯科医の判断を要する事例となります。

2011年の東日本大震災では、延べ約 2700 名の歯科医師が被災地で身元確認作業に従事し、歯科医師による「歯科所見を用いた個人識別」は社会から大きく評価されました。また、歯科所見による個人識別はもちろんのこと、歯科医師は身元の判明している場合であっても重要な役割を担っていると考えます。法医学領域において、歯科医師はその専門性の技能を社会に還元していくべきであり、私はこのような役割が歯科医師と社会を結ぶ活動のひとつであるという認識が重要であると考えます。